

会 議 録

会 議 名	第 3 3 期小金井市公民館運営審議会第 1 4 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 9 年 1 月 1 2 日 (木) 午前 1 0 時から 1 1 時 3 0 分		
開 催 場 所	公民館本館 学習室 B		
出 席 委 員	立川委員長 佐々木副委員長 宮澤委員 國分委員 櫻井委員 雨宮委員 畠山委員 菅沼委員 川口委員		
欠 席 委 員	今城委員		
事 務 局 員	前島公民館長 牛込庶務係長 若藤事業係長 大野主査 和田主任		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	2 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 都公連委員部会運営委員会、研修会について</p> <p>(2) 三者合同研修会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 公民館中長期計画の策定について</p> <p>3 その他</p> <p>配付資料</p> <p>(1) 第 1 1 ・ 1 2 回公民館運営審議会会議録</p> <p>(2) 都公連委員部会第 7 ・ 8 ・ 9 回運営委員会記録</p> <p>(3) 公民館事業の報告</p> <p>(4) 公民館事業の計画</p> <p>(5) 公民館費用 (施設使用料) の受益者負担について (案)</p> <p>(6) 平成 2 8 年度小金井市公民館三者合同研修会の開催について (通知)</p> <p>(7) 月刊こうみんかん No. 4 6 4 ・ 4 6 5</p> <p>(8) K I T A M A C H I ユース Vol. 3 0 ・ 3 1</p> <p>(9) きたまち空間 3 3 ・ 3 4 号</p> <p>(10) ひがしちょう空間 1 6 ・ 1 7 号</p>		

会 議 結 果

- 立川 委員長 では、第14回審議会を開催いたします。
明けておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。何か社会のほうは、きな臭くて怖い状況のようですけども、明るさと平和のもととなる公民館となるような中長期計画を提案できればなど、年明け改めて思っております。
まずは館長、ご挨拶をお願いします。
- 前島 公民館長 ご挨拶ですか。改めまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。中長期計画ということで、皆さんにはご無理を言って大変だと思いますが、より、もうちょっと深くしていただくところは深くしていただいたりして、いいものが答申いただければなど思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。
特に、そのほかはございませんので。
- 立川 委員長 じゃあ、資料のほうから。
前島 公民館長 はい。まず最初に、日程のとおり会議録の承認のほうをお願いしたいと思っております。第11回と第12回、2つになりますが、事前にお配りしていると、校正も済んでいるところですが、ご承認いただけますでしょうか。
- 委員 全員 はい。
前島 公民館長 ありがとうございます。
それでは、資料のほうは、庶務係長からご説明させていただきます。
- 牛込 庶務係長 事前に送付してあります資料です。第11回、第12回公民館運営審議会会議録、都公連第7回運営委員会記録、公民館事業の報告、公民館事業の計画、公民館費用（施設使用料）の受益者負担について（案）、月刊こうみんかん No.464、465号、KITAMACHIユース30、31号、きたまち空間33号、ひがしちょう空間16号、本日机の上に置かせていただきました。次第、平成28年度三者合同研修会の開催について、きたまち空間34号、ひがしちょう空間17号、都公連第8回、9回運営委員会記録です。
委員の方のみの配付です。小金井の教育、小金井市の図書館、昭島市の公民館運営審議会の答申をお配りさせていただきました。
以上です。
- 菅 沼 委員 ちょっと1つすいません、資料の確認ですが、公民館費用の受益者負担について（案）というのは入っていますか。私の中にはなかったんですけど。（5）資料送付の。
- 牛込 庶務係長 菅沼さんにおつくりいただいた資料が……。
- 菅 沼 委員 それなんですか。施設使用料の館長のほうからの資料はなしですか。
前島 公民館長 公民館のほうから。資料のときにお伝えしようと思っていたんですが、現在、試算等をしているところですが、まだお示しできるような状況には至らなかったということで、大変申しわけないんですが、本日は資料はございませんので、よろしくお願いいたします。
- 菅 沼 委員 わかりました。

立川委員長 抜けはないでしょうか。

1 報告事項

(1) 都公連委員部会運営委員会、研修会について

立川委員長 それでは、都公連委員会、研修会について、ご報告があるようなのでお願いします。

宮澤委員 宮澤です。明けましておめでとうございます。

都公連の委員部会ですが、事前に第7回は配付されていたと思うので読んでいただけたと思いますけれども、今日、第8回と第9回の記録をまとめさせていただいたのが配られたと思うので、ちょっと目を通していただけますでしょうか。お願いいたします。

どうもすいませんでした。大体、第8回と第9回は1月21日の研修大会についての煮詰めだったので、報告はこれで大丈夫だと思うんですが、都公連の研究大会に向けて、内容の進行を、この8回、9回で決めさせていただきました。ここで記録書を参照にして、1月21日のご参加をよろしくお願いいたします。

それから、小金井市からは大勢の方が参加させていただいて、職員が10名、公運審が6名、企画、その他の方で21名と、37名のご出席をいただきありがたいと思っております。第4、課題別集会の参加者は42名で、小金井市からは4名参加させていただきます。今回は事前に内容確認を、理解していただくということで、佐藤先生のレジュメを配付することになりましたけれども、もうお渡しになっておりますよね、ありがとうございます。事務局から資料を配付していただいていると思うので、これを読んでいただいて、21日の第4課題別には参加していただいて、この資料を必ずお持ち願いたいと思っておりますので、参加される畠山さん、よろしくお願いいたします。

以上ですが、21日、大勢の参加よろしくお願いいたします。何かご質問とかございますでしょうか。

立川委員長 その資料っていうのは。

宮澤委員 私ども第4課題別の参加者のみ配付ということで、佐藤先生の一部の資料があるんです。それをもう事前に配付してくださったということで……。

國分委員 もらえないんですか。

宮澤委員 欲しいですか。

牛込庶務係長 ほかの部会の方は、その資料はお持ちいただかなくて結構です。

立川委員長 ああ、なるほど。

國分委員 何部会……。

宮澤委員 自分がお申し込みになって、第1希望が大体通ったようなことはお聞きしておりますけれども。

立川委員長 それに該当する方だけ。

宮澤委員 ええ。うちは、小金井市からは4名ということで、私どもはその4名の方だけには事前資料をお渡し願いたいと事務局のほうから、多分いた

だいていると思うので。もう12月にお渡しになっていると思いますので、ほかは当日渡されるかと思います。

以上です。

立川委員長 特に質問はないですね。

(2) 三者合同研修会について

立川委員長 次に、三者合同研修会について。

和田主任 公民館貫井南分館、和田です。前回にもお示しをしていると思うんですが、三者合同研修会を2月7日火曜日、午後2時から公民館貫井南分館の学習室A・Bで行いますので、ご都合のつく方はぜひご参加をお願いいたします。

前回、すいません、私はほかの事業でこちらに参加できなかったんですが、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてということで、「今日から私にできること～東京パラリンピックに向けて～」というような内容で、健常者と障害者を含めて、社会生涯学習の場で何かできることはないだろうかということを中心にしながら、当初予定していた日本パラリンピアンズ協会の河合さんという人がいたんですが、中東に、どうしても海外の障害者の大会の説明に行かなくてはいけないということになってしまいまして、この方のご紹介で、日本体育大学の社会体育学科の教授でいらっしゃる野村一路さん、一の路と書いてイチロさんとお読みします。こちらの方をお願いしまして、パラリンピックの名称を誰が決めたとか、誰が考えたとか、日本でこれは考えられたいんですが、それと、今、パラリンピックという名称で動いていますが、それ以前はヨーロッパの戦傷病者、特に脊椎損傷の方々の生きがいを見つける場ということで始まった大会というような形の説明をしていただければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

講師が変更になりましたというのだけお伝えをさせていただければありがたいと思います。よろしくどうぞ。

立川委員長 これ、前々から決まっていたわけ。この2月7日というのは。

和田主任 そうですね。一応、日程的にはお示しをしていると思うんですが、ちょっと講師が当初の河合さんから野村さんへ変わったということで、再度のご案内をさせていただきました。よろしく申し上げます。

(3) 公民館事業の報告について

立川委員長 次に、公民館事業の報告について、お願いします。

若藤事業係長 事業係長でございます。お渡ししております資料をごらんいただきたいと思います。公民館事業の報告ということで、今回は緑分館を除く4館から、それぞれ事業の報告が出ております。ごらんいただきまして、ご意見等ございましたら、いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

菅沼委員 菅沼です。2点あります。1点目は、公民館の活動というのは、一部の方がリピーターでやっているんじゃないかという話が前から出てお

るんですが、今回、この資料の中で、例えば1ページのシルバー大学の担当職員の感想の中で、「応募者多数のため抽選となり21人の方のご期待に応えられなかった」と。新規参加者が40人ということで、70人のうちの40人、半分以上が新規の方だったということで、リピーターということだけじゃなくて、どんどん新しい人が入っているなということが、ここの感想の中で見られます。

それから、3ページです。3ページの生きがい広場の担当職員の感想、「全体の7割弱が新規参加者というメンバー構成で、新しい爽やかな風吹く学級となった」というように、ここでも7割の方が新人です。

それから、5ページ目の市民講座の中の担当職員の感想で、「今年度2回目となりました。今回も応募は定員を超え、定員より多くの方に参加いただきました」と、「参加者の3分の1は初めての方でした」と、こういうようなことを書いてございまして、公民館の活動というのはリピーターに限られているわけじゃなくて、どんどん新しい人が必要に応じて来ているなということが、この実態から私は感じ取りました。非常に心強く思いました。1点目です。

それから、もう1点は、16ページの貫井北ののびやカーナ子育ち学級の中で、担当職員の感想の3行目、「反省点としては、保育の希望者が定員を大幅に上回り、かなりの方をお断りしてしまいました。今後の課題にしていきたいと思えます。」と書いてございしますが、確かに若い女性の方をこれからどんどん公民館に呼ぶためには、保育というのが非常に大事ですね。今までの予算の立て方は、講座の講師の費用と、それから、一応保育というのを入れているんですが、どうも保育費というのがクローズアップされていません。今後、こういうふう若い人をどんどんやっていくためには、保育費の確保というのは非常に大事なので、そのあたりを予算の申請のとき等考慮して、増やしてもらいたいなど、そういうふう考えております。

貫井北のほうで、今後の課題にしていきたいと書いてございしますが、もし貫井北のほうで何かこれについて考えられているのであれば紹介していただきたいと思えます。

以上です。

村山分館長

貫井北分館、村山です。今、のびやカーナ子育ち学級のほうで、保育についてのご質問がありまして、おっしゃったとおり保育のところはやはり3世代が集う、学ぶ場の公民館として、お母さん世代、お父さん世代が参加しやすい公民館の環境づくりということで、貫井北のほうでは、保育サポーター制度というものを構築しておりまして、現在、貫井北分館のほうの講座の保育に携わっていただくサポーターの数が全部で30名いらっしゃいます。保育サポーター制度の講座を修了して、その後、単なる講座の修了だけではなくて、その後、公民館に何かしらサポートをしていただきたいという職員からのビジョンで、サポーターのほうは現在30名に携わっていただいております。

現在、貫井北分館を中心にして保育をやっていただいております、

これが開館3年目、やはり保育というのは重要とわかってきましたので、平成29年度はこの辺のトレンドを、過去2年のものを踏まえて、3人体制で、1講座大体2時間ぐらいですから、前後プラス準備と撤収と、その講座について振り返りの時間を1時間設けておりますので、3時間設定しています。それを平成29年度では、大体20回の保育の講座の回数を計画しております。

以上です。

菅沼委員

サポーター制度というので、保育できる人を増やしていくというのは非常にいいことだと思います。ぜひ、ほかの館ではこういうことをやっていないと思いますが、そういうことをやって増やしてもらいたいというのは1つですが、やはり予算の手当の面をよく考えてもらいたいなど。そのあたりを1つ提案しておきます。よろしくお願いします。

立川委員長

このサポーターというのはボランティアではないんですね。

村山分館長

はい。有償、単価が1,050円で横並びで設定しております。

立川委員長

そのほか。

若藤事業係長

事業係長です。直営館につきましては、来年度、保育の予算について、要求段階では、今年度かなり保育のニーズも高かったということで、男女共同参画講座、これは市民がつくる自主講座のものと、それから、成人教育事業、こういうものについて、一応、予算を少し増額して要求をしているところです。

立川委員長

まだ決まってはいないけど。

前島公民館長

ちょっと補足させていただきますが、来年度の重点施策という形で、ちょっと案を示させていただいていたと思うんです。予算の上程が、おそらく来週あたりに議会のほうに上程されるので細かいことは言えないんですが、一応、それに向けて少しでもということで、予算に反映できればという思いでやっておりますので、また詳細につきましては、予算上程後に、皆様のほうにお示ししたいと思っております。

以上です。

立川委員長

報告に関して、何かご意見ございますか。

雨宮委員

はい。雨宮ですけど、北分館さんのほうでスポーツ吹矢を大分やっただけで、ありがとうございます。そのところでちょっとお聞きしたいことがありまして、コーチが1人になっていきますけれども、あとサポートの人が何人ぐらいかおわかりになりますか。

村山分館長

協会からのサポートですか。それはゼロです。

雨宮委員

ゼロ。1人でやっていたんですか。

村山分館長

はい。

雨宮委員

杉山さん1人でやっていたということですか。

村山分館長

はい。各回9名という少ない人数でしたので、今回、先方の杉山さんのほうからのお申し出もありまして、できる範囲でやっただけでございますので、講師料とかは一切かかっておりません。

雨宮委員

サポート誰もいないでよくできたなと思うんですね。そうですか。

村山分館長

貫井北分館、村山です。職員のほうも昨年度1回スポーツ吹矢の講座

をやらせていただいて、その道具に関する準備とか、あと企画実行委員のほうも、1回経験させていただいたので、その辺はサポートしながら。

雨宮委員
村山分館長

雨宮ですけど、これはもう恒久的に幾らかやるということですか。
いや。貫井北分館、村山です。そうではなく。

雨宮委員
村山分館長

そうではない。
はい。

雨宮委員

できたらやってほしい、皆さん大変であると思いますけれども、もしあれでしたら、私、手伝いもいきますけれども。ほかのセンターでも、こういうことができることがあれば、私も手伝いやりたいなと思っているんですけど。

村山分館長

貫井北分館、村山です。最初にこのスポーツ吹矢を企画したのが健康づくり講座という枠で、やはり健康づくりというと、どうしても歩いたり、体操したり、ダンスになりがちなところを、やはり足が不自由な方もいらっしやって、そういった方を健康づくりの講座に、何かできたらなど。横隔膜とか、集中力とか、そういうことでスポーツ吹矢は有効というのを知りまして、それから始めて、先日の科学の祭典でもスポーツ吹矢は人気があったという話を聞いていて、今後、今のところ平成29年度の健康づくり、まだ何をやるのかというのは、企画実行委員の方と一緒に話し合いながらやっていきますので、一つの過去のネタとして、また参考にしますので、よろしく願いいたします。

雨宮委員

ありがとうございました。

立川委員長

そのほか、ありますか。

2 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

立川委員長

それでは、続いて審議事項のほうに入りたいと思います。
公民館事業の計画について、お願いいたします。

若藤事業係長

では、事業係長でございます。引き続き、公民館事業の計画ということで、配付した資料をごらんいただきたいと思います。今回は、5館全館からそれぞれ事業の計画を出させていただいております。ごらんいただきまして、何かご意見等ありましたら、いただきたいと思います。よろしく願います。

菅沼委員

貫井北の、下から2つ目、利用団体のつどい「第3回貫井北センターまつり」ということで、もう来年は第3回になるんですね。結構、数を踏んできたと思うんですけども、またふくろうの会が活躍されて、期待していますが、できるだけ多くの方、こういうお祭りには出ていただきたいと思います。

それから、もう一つ提案ですが、大分、去年話をしたときに、各センターのお祭りが3月、4月、5月あります。その辺をまとめて大きなポスターでもつくって大々的にPRしたらどうだろうかという提案をしたと思うんですけど、ぜひ私はやっていただきたいと思うんですけど、どんなものでしょうか。できるだけ公民館の活動というのはPRして、どん

どんみんなに来てもらうというのが大事だと思うので。

1つ、前に言ったのは、各公民館のお祭りをまとめてポスターにするということと、それから、もう一つは高齢者学級が4月、5月からも企画されますので、それについても各館共通の大きなポスターをつくって宣伝してもらいたいと。そういうことでできるだけ公民館の活動を市民に知らしめるというのが大事じゃないかということで提案をしておりますが、そのあたりは今年やるつもりがないのか、これから検討していただけるのか、そのあたりをご質問いたします。

若藤事業係長

事業係長です。センターまつりの、来年度の各館の日程については、もう決定しております。今後、各館でまつりの実行委員会を開催しながら進めていきますが、日程が決まっておりますので、全館の日程が案内できるように、検討していきたいと思います。高齢者学級につきましては、市報では毎年同時に全館の募集を掲載しております。チラシについては各館ごとでつくっておりますが、どの程度の内容のものがお示しできるか各館と相談をして、検討をさせていただければと思います。

菅 沼 委 員

できるだけ各館ばらばらじゃなくて、1枚でバーンと出すというのがいいんじゃないかと思うんですけど。そういう大きなチラシをあちこちにつくるとか、配付するとか、そんなの私はいいいと思うんですが、皆さんが賛同されなきゃ別ですけど、いいと思ったらやっていただきたいと思います。

畠 山 委 員

今、菅沼委員がおっしゃっているページはばらばらだね、こっちは市報ですよ、こっちはこっちですよというんじゃないくて、まとめてやったほうがインパクトが強いし、CM効果も高まるじゃないですかと提案されたと思うんですけども、その点についてはどうなんですか。

若藤事業係長

紙面の大きさですとか、そのあたりでどの程度の情報が載せられるか、内容を精査して、1枚のものに載せるということであれば、どこをどういうふうに抜いて載せるかということも、ちょっと中で検討してできるだけ効果のあるものを1枚で凝縮してお示しできればとは思っております。

立川 委員 長

例えば、A1ポスター100枚とかつくる予算なんか、予算化はできないんじゃないでしょうか。

若藤事業係長

うちは1枚ですとA3判が一番大きいんですが、通常各館に張るものはB4サイズと、それよりまたサイズが1周り小さいので、それより大きいA3判とか、大きいので目にとまるような工夫も考えられなくもないので、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

國 分 委 員

國分です。統一でやるということを決める方向で、それを確認していただきたい。中のレイアウトとかの問題じゃなくて、菅沼さんが提案されたように、統一して祭りを宣伝するとかいうことで、大分違うと思うので、その方向で私もお願いしたいと思います。

若藤事業係長

わかりました。

立川 委員 長

そのほか、計画に関して。

雨 宮 委 員

雨宮ですけど、今の菅沼先生のお話なんかもほんとに、國分さんもお

っしやったように、1つのところにまとめるのが一番ベターだと思うんですけども、まあ、お金がないというのはわかりますけど、そういうふうにはやらないと、私なんかもどこへ行ったらいいか……、例えば私はここなんか近いからよく来ていたりするんですけども、東センターとか、貫井南のほうはなかなか行く機会がないんですよね。そうすると、何か1枚でいただくと、このセンターはこんなものを行っているんだなというのが一目瞭然だと思うんですよ。そういうことで、できれば菅沼先生とか國分先生のお話に賛成したいと思います。

國分委員 何か方法というか、市役所の本庁舎とか新庁舎に大きな看板なり垂れ幕みたいなものを手書きでつくってもいいかなという気がしますがね。まず1つというか。ポスターはポスターでやればいいかなと。

立川委員長 そういう要望が多いということで、よく考えて。

若藤事業係長 ご意見を踏まえて、工夫して出ささせていただきたいと思います。

(2) 公民館中長期計画の策定について

立川委員長 それでは、次に、公民館中長期計画の策定に入りたいと思います。前回、大分、佐々木副委員長のほうで進めていただきまして、今日は有料化のところだけ。受益者負担。ここで菅沼さんのほうで、ちょっと案をまとめていただいたものがありますので、菅沼さん、ご説明いただいてよろしいでしょうか。

菅沼委員 それでは、公運審の第14回審議会用資料、公民館費用（施設使用料）の受益者負担についての案ということで、皆さんで議論をして結論を出してほしいと思います。

この受益者負担についてはいろいろな考え方があるので、その考え方をまずいろいろと並べてみました。皆さんの判断資料として、こういうことをベースにして、じゃあ、皆さんはどういうふうにこれを考えたらいいかという判断ができるような資料を初めに並べました。

細かくいきますが、施設使用料の受益者負担に対するいろいろな考え方で、初めのほうは、いわゆる有料化、受益者負担なんていうのはやるべきではないという内容の意見が1、2、3に並んでおります。

一つは、憲法で、全ての国民は法律で定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると。それから教育基本法の中で、全ての国民には等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならないと、人種、信条、差別、性別、社会的身分、経済的地位または門地等によって教育上の差別はされないと、こういう法があります。それから、あと、社会教育法がそれを受けてどういうふう実際にそれを展開していくかということ、公民館の目的として書いてございます。

アスタリスクで、上記、等しく教育を受ける権利を有するとは、経済的な負担の有無による教育の機会を失わないようにすることじゃないかということで、負担をさせるということは、経済的な負担で教育が受けられない人も出てくるだろうと、そういう点で好ましくないよという

意見ですね。

それから、公民館の役割よりと、この前議論をしました公民館の役割をやりました。この中で、公民館の役割というのは基本的には地域が抱えている問題、課題を市民参加で取り上げ、皆で学び、学びを通じて自己成長を図り、学びの喜びを味わい、行動に移すと。この行動の結果が、おのずと地域課題解決、まちづくりに結びつく。このような活動の場を提供し、支援し、生みやすくするのが公民館の役割ですと。

上記のごとくの役割を果たしている公民館活動を有料化することが市民に負担感を与え、住み続けたいと願われるまちづくり、地域活動を停滞されるおそれがあるんじゃないかと、これが私の意見です。

それから、小金井市議の意見、意識を、去年の10月、「公民館のあすを考える会」が全市議に対してアンケートを、社会教育に関するアンケートを出しました。で、その中の設問の1つが、公民館の今後についての考え方、例えば民間委託、有料化等についての意見があれば出してくださいと。回答者が17人ありました。議員の中の17人から回答をいただき、その中で有料化について非常に興味があるということで意見を述べられた方が5人おられます。その5人の中では、明確に有料化に反対の人が4名、賛成の人が1名おりました。その他の方は今後の中長期計画の中で十分議論してほしいというようなことを書いております。

意見の中では、経済的に厳しい人も、そうでない人も、等しく社会教育活動に参画できるというのが社会教育設備の役割ですと。有料化は格差を生み出すので問題あり。民営化、有料化を行うべきではない。公民館は単なる集会施設との考え方ではなく、より市民に開かれたものにしていく必要があると。で、受益者負担の考えでの有料化は、公民館における受益者とは地域でありなじまないと。有料化したら高齢者、福祉団体への減免措置もあわせて規定され、手続きが煩雑で、実質無料が多いと。賛成の方は、公民館の有料化はふさわしくないという意見もありますが、そんなことはないと思いますと。どうも言っている事がよくわからないんですが、賛成という意見が1つありました。このあたりが、有料化に反対する、有料化は行うべきではないという根拠に対する意見です。

それから、行財政改革。これは畠山さんが出られた会議だと思うんですが、その公民館業務の見直し、ナンバー75項目で、公民館業務の有料化をすべきであるという提言がなされております。これは平成27年度末までが一応対象になっておりますが、今、そのままで残っております。それから、5番目に、「(仮称)小金井市第4次行財政改革大綱策定に伴う市民意向調査」というものを平成27年3月にやってございます。ここで、市では集会施設、公民館、スポーツ施設など各種公の施設の利用、がん検診などのサービスをはじめとした、特定の利用者が利益の程度に応じてその経費の全額または一部を負担し実質的な公平性を確保するという受益者負担の考え方を取り入れるよう進めています。この考えについてあなたはどうか考えますかということで、577人の回答

で、公共サービスである以上、その費用は全額公費にて支出すべきだというのが16%、特定の利用者に対するサービス提供に対しては、その利益の程度に応じて受益者が一定経費を負担すべきであるというのが72%、それから、特定の利益者に対するサービス提供に対して利用した人が全額費用を負担すべきであるというのが5.5%ということで、真ん中のほうに対する意見が多かったということですね。

それから、有料化したときの金額的メリット、あるいはハンドリングのためのわずらわしき等は、公民館館長に資料をお願いしておりましたが、今日は出されていないという先ほどの回答なので、これはわかりません。

それから、7番目に他市の動向ですが、3ページに行ってください。3ページに公民館費用の受益者負担についての三多摩地区、他市の動向というのを別紙で入れております。全体の仕分けは100%無料、完全に無料でやってる市が小金井市を含めて4市あります。それから条件つき無料、これは後ほど述べますが、有料と言っていますが実際はほとんど無料だという市ですね、これが10市あるんですかね。それから、100%有料にしてる市がありますと。特にBの条件つき無料というのはどういうことかというのは、基本的には有料としているが、社会教育団体の、あるいは社会教育の活動は無料だということにしています。例えば、国分寺市が一番いい例なんですけど、市内在住、在勤、在学生による自主グループ、団体は無料、行政関係団体も無料。市外の方は有料ですということと、それから市内所在の教室、流派の発表会などが年度内に1回会場を有料で利用するかと、こういう理由なので、結論的に言いますと国分寺市は99%が無料だそうです。だからほとんど無料だと。それ以外の市も、一応有料だと言ってるんですが、条件つきです。例えば、府中市は社会教育関係団体は無料で、それ以外は有料にしていますが、公民館というのは社会教育関係団体がほとんど利用してるわけで、ほとんど無料ですね。その下も全部同じように、社会教育団体あるいは社会教育活動をしているところは除いてほかは有料にしていますということで、有料という市が、条件つき無料の市です。ということは、基本的には社会教育関係の活動はこの市は全部無料にしていますと理解したらいいかと思えます。

で、その次の、裏に、100%有料のところは、基本的には芸術文化施設、大型ホール等を併設して総合文化設備として生涯学習センター化しているところ、東久留米市、東村山市、八王子市、羽村市、こういうところがありますと。ところが、小金井市は市民交流センターは別につくっちゃっていますし、こういう、大型にまとめて1つの場所でやるという体制は今までとらないという前提できていると思うので、こういうところを今から狙うのは難しいんじゃないかと、こんなことを書いています。

それで、初めの2ページに戻っていただきまして、これが大体の判断資料です。これをもとに、どういうふうな結論に持っていくかというの

は皆さんで議論していただきたいんですが、ただ議論してくれと言っても困るだろうから、私は1つの案を下に出しております。

まとめですが、前述のごとく、等しく教育を受ける権利の面から経済的な理由により教育を受けられない人が出るのは法律の趣旨に反すると。社会教育の場として、広く市民を対象に、皆で学び、自己成長し、その結果がまちづくり、地域社会の活性化に結びついて活動をしている、これらを奨励すべきであり、現状のまま無料とすべしという意見から、地方財政、危機的な状態にあり、行財政改革の面からも利用者は応分の負担をすべきであると、こんなような両極端の有料、無料の考え方があります。

私の意見は、以上を勘案して、1項の憲法にうたっている等しく教育を受ける権利、2項の、社会教育の場として市民の誰もが参加でき、学習し、その結果として活動がまちづくり、地域づくりに貢献している公民館活動を今後も継続していくことを基本原則として、行財政改革の側面、利用者の応分負担は時代の流れでもあるので、以下のごとく仲裁案というか、それをつくりましたと。

これが1点ですが、もう1点、今日この後にお話をします。この案は、公民館費用は有料とすると、表面はそうしますと。ただし減免処置をとると。公民館主催事業、行政主導事業等は無料とすると。これは全体の、平成27年度の実績レベルで11%に当たります。それから、公民館利用団体のうち公民館長が認めた利用については無料にするというのは、この頭に、公共性が高いと思われる公民館長が認めた事業については無料とすると、公民館長の前に、公共性が高いと思われる事業というふうに入れてください。例えば、どういうのかというと、行政が後援している事業、例えば子ども遊パークとか、ミニこがねいとか、フレンドワークとか、こういうようなものを後援していろいろな講座を開いたり、公民館を利用しているところは当然無料にすべきだろうと、そういうようなことで、一つこういう案をつくりました。

ところが、非常にこれは事務上も大変かなということもありまして、今日はもう1つ提案をしますが、それは、小金井市には社会教育関係団体登録という制度があります。基本的には他市と同じように社会教育関係の活動をしている団体については無料にしたらどうかというのが、今日2番目の提案です。公民館の利用者団体というのは、これは若藤さんに調べていただいたんですが、1,800利用団体あります。このうち社会教育関係として団体登録をしているのが60です。うち公民館利用団体というのは103です。非常に少ないんですが、これは社会教育関係団体登録をしても何のメリットもないということで今まで登録をされていないんですが、これに該当する団体の活動は無料とする手もあるなど、それが第2の案です。

そんなふうに私は考えてみたんですが、今日のこの資料をベースに皆さんで議論をしていただければいいかと思えます。

以上です。

立川委員長

ありがとうございました。

この内容、その他ご意見ないですか。

畠山委員

よろしいですか。この問題というのは、いわゆる現状の直営、直営ってありますよね、ここも直営ですけども、あとNPO法人もありますよね。今回の議題には出てませんけれども、民営化という問題がありますよね。じゃあ民営化したときに、今、菅沼委員のおっしゃったように、じゃあそういう無料化もどんどん進めるのかと言ったら、これは私はあり得ないと思います。民営化というのは有料化への大きな足掛かりになるわけですけど、要するに公民館は公民館でやってよというのが基本的に民営化なんです。これは幼稚園でも保育園でも同じなんですよ。当時の委員会のときの考え方はそういう考え方です。なるだけ行政の負担を減らす。行政の負担を減らすということは利用者の負担を増やすということですよ。それをどういうふうにもうミックスするのか、いろいろな議論が出てきますけども、それは無料のほうがいいに決まってるんですけども、でも、それでは、市民の税金で公民館をやっていますから、単純にこうだと言えない部分もある。だから、民営化の議論を進めていくと、今、菅沼委員のおっしゃったような考え方が、それは確かに無料がいいんだろうけれども、やっぱり難しくなる。だから、必要なものは受益者負担、公共性の高いものは無料にすると、その辺の線引きをきちっとやっていかないと、ちょっと、これはいろいろまた、議会等で問題になるのじゃないかなというふうに私は思います。

以上です。

立川委員長

線引きというのは、公民館の事務局なり館長なりとしては可能ですか。何か規定を決めれば線引きというのはできるものですか。

前島公民館長

公民館長です。そこについてはおそらくそういう話が出てくるだろうという予測はしているんですが、正直言って難しいとは思いますが、ただ、それをやらないと、線引きをどこかでしないと、有料無料という話にはなり得なくなってしまうので、難しい中でも考えていかななくてはいけないものであるとは思っています。現段階でこういうものだということはお示しできませんが、考えていかななくてはいけない部分であるという認識ではいます。

立川委員長

3ページの、全体の仕分けのB、実質ほとんどが無料って、これを決めてもあまり意味がないかなと思いますよね。

菅沼委員

そう思うんですけどもね。これでみんな、ほかの市は有料だ、有料だと言ってるのであれば、うちもそうってみるかなと思うんですけどね。まあ、本心は私も無料にしたいんですけどね、それはなかなか、流れで難しいんじゃないかと。それをどこで妥協するかということじゃないかと思うんですよ。

佐々木副委員長

よく調べられている資料だなとは思っているんですけども、いろいろな論点が入っていて、1つは公民館の理念というか、教育の機会均等ということもありますし、それから、公民館自体がまちづくり、地域づくりに貢献しているんだという、そういうまず大事なところを押さえま

しょうということで出ていますし、2つ目は財政の問題があると。3つ目は住民感情というか、受益者負担に関する住民感情にどう応えるのかという問題があって、4つ目は施設利用の効率化というか、例えば、民間の活動にも使わせましょうとか、そういうふうな道を開きましょうとか、そういう4つぐらいの論点があるのかなと思っています。

そのうち一般的には財政上の問題が大きな問題だと言われているけれども、実際にこうやって見ると、むしろ手間を見ると……。

立川委員長
佐々木副委員長

負担をかけますよね。

負担を見ると、財政上の問題ではないというふうになっちゃうんじゃないかなと。そうすると、やっぱり公民館のそもそもの理念と、公平の考え方と、施設利用の効率化という3点を中心にして結論を導いていったほうがいいのかと考えています。民営化とか財政というのが前面に出ているんですけども、それにあまり引っ張られないのが結論としてはいいのかと、そんな感じがしています。

立川委員長
佐々木副委員長
立川委員長
佐々木副委員長

もう一度、1から4まで言っていた方がいいですか。

1つは公民館の理念ですよね。2つ目は財政上の対応というか。

市のですね。

3つ目は住民感情というか、公平の考え方。一般には受益者負担という考え方で言われています。4つ目は施設利用の効率化ということですね。これは社会教育関係団体だけじゃなくて、いわば民間の活動にも開く余地をつくっていきこうとか、もしくはルール化することによって少し集中するようなものを排除していくという考え方。

立川委員長

何か、その4点に関して分析していくというか、メリット、デメリットから結論づけていくのがわかりやすいかなという気はするんですが、この4点について話し合ってもよろしいでしょうか。

まず、理念に関しては特に問題ないというか、有料になろうが無料になろうが、公民館をうまく利用していただいて、皆さんが教育を公平に受けるという状況を守ってあげたいというこの理念は、有料、無料あまり関係ないかなという気がしますが、理念に関してはいかがでしょうか。

菅沼委員

理念が一番、そこは大事な問題だと思うんですけども、やっぱり経済的な理由等によって受けられない人が出るとか、そういうことがあるのは困るので、基本的にはいわゆる社会教育法、憲法等の理念というのは、やっぱり私は、公民館活動は平等に無料でやらなきゃいけないんじゃないかと、金がかかるから私はもう行けませんわというようなものではまずいんじゃないかと。公民館というのは基本的に誰もが受けられるということになると、無料でやるべきではないかと。理念としては、私はそう考えていますがね。

立川委員長

ただ、婦人会館なんかは、3時間1室100円とか200円ですよね。公民館は、他市が有料化しているのがどのぐらいの額でやっているのかよくわからないんですけども、個人じゃないですよ、今、利用できるのは団体ですよ。団体について、例えば300円とか400円とかで

したら、ほとんど無料に近いような気がするんですけどね。何百円が払えなくて使いたいのに使えないなんていう団体は、今、日本にないような気がするんですけどね。

菅 沼 委 員 教育基本法の理念というのは……、平等にやるべきだと思うんですけどね、それは金の額じゃなくて、考え方の問題。公民館というのが平等に門戸を開く場所であるかどうかと。だから、それが1円でも2円でも額は関係ない。基本的には平等に誰にでも門戸を開く場所でなければいけないんじゃないかと、理念だけ言えばそうなりますと、私はそう思いますけどね。

あとは、いろいろな財政上の問題をどう付加するかということですけど、理念だけで言えといたら、私は当然無料じゃないとまずいと思いますけどね。

畠 山 委 員 よろしいですか。理念だけで考えてしまうと、理念という概念からはそのとおりだと思うんですよ。ただ問題は、広く学びの場とかいろいろ、要するに公共施設ですから、それを利用するのは多くの一般市民であるはずなんですよ。それが、先ほども言われてましたけど偏ってしまうと、じゃあ、その人たちでもみんな無料にしてしまうんだと。ということになるとやはり問題があるし、それは行革委員会でも問題になったんですけども、いわゆる多くの市民にとって必要不可欠ないろいろな学びの場に関しては無料にすべきですよ、公共性の高いものは無料にすべきですよ。でも、きわめて趣味性の高いものに関しては受益者負担にすべきじゃないですかという議論をやったんですよ。私は、それはそのとおりだと思いますよ。やはり受益者ですからね、それは特定の人が利益を受ける限りにおいては負担を減らしてはいけない、それは当たり前のことだと思うんですよ。何でもかんでも民間の利用者は全部無料にしてしまえと、簡単なことなんですけれども、それはちょっと難しいなと私は捉えますけど。

立川委員長 櫻井さん、その辺の理念に関してはどうですか。

櫻井委員 いや、もう難しくてわかりません。

立川委員長 では次、市の財政面から捉えて、何かご意見。

菅 沼 委 員 これはやっぱり、館長にお願いした内容の、幾らぐらいメリットが出るんだと。それで、そういうことをやろうとしたらどれだけ負荷がかかって、逆にそっちのほうが金が高いんだよとか、そういう判断の資料が出ないと、ここはわからないですよ。そこはやっぱり出してもらわないと判断の基準がないから。私は、感覚的には1時間100円とか200円を取って何百万かになるにしても、それをどうやって取るとか、そのシステムをつくるとか、そんなことをやったら、むしろそっちのほうが出費が多くなっちゃうんじゃないかと、そんなことをやったら何の行財政上のメリットになるのかなというような感覚を持っているから、だから実際の数値を出してくださいとお願いしているんですけどね。それはやっぱり行財政上のメリットをどうのこうの、うんぬんするときは、じゃあどれだけメリットが出るんだと、それをやっぱり出さないと進ま

ないと思うんですよね。

立川委員長　まあ、1時間2000円とか取らないと、きっと意味がないでしょうね、財政的には。

宮澤委員　集会所がこの前有料化されましたよね。そこからデータが出るんじゃないでしょうかね。どうかしら。

立川委員長　市内のね。

宮澤委員　ええ。

立川委員長　何かありますか。

前島公民館長　公民館長です。公民館としても、まず受益者負担、財政面からしてほんとうにいただくとすればどのぐらいが必要なのかということもありますが、施設を利用している方が施設を利用していることに対する対価の一部を負担していただくという考えになるんだらうなと思っております。したがって、そこまで高い値段というのは設定できないとは思っております。

しかしながら、有料化に伴って事務にかかる費用が多くならないような、少しでも利益を生むような体制でそれを構築する形で考えざるを得ないと思います。そういう方向で考えてはいるんですけれども、今、まだそこまで具体的にはなっていないのがちょっと申しわけないんですが、早急にまとめさせていただきたいとは思っております。

立川委員長　利益を出すって、あり得ますかね。

前島公民館長　はい。1円でも2円でも利益を生まないと、赤字になっちゃうのでは意味がないので。

佐々木副委員長　むしろ、その100円とかというのは、利益を生むというよりは住民感情の問題ですよね。100円でも出したほうがいいんじゃないかという、そういうあれなので、何というか、利益を出すというふうな考え方で持っていくとちょっとずれていくかもしれないですよ。50円でも100円でも、やっぱり使った人はちょっと出したほうがいいんじゃないのと、そのほうが住民としては納得できますよねと、そういう考え方がなと。

畠山委員　佐々木先生もおっしゃるように、公民館事業というのは利益を上げることが目的ではないんですよね。NPO法人もそうなんですけども、利益ということは違うと思う。コストですよ、費用負担。講師を呼びました、材料使いましたというときには、そのコストの負担をどうするのかと、それを利用者が負担するのか公民館が負担するのかということだと思えますよ。だから、利益を上げましょうという考え方はなじまないと思えます。

立川委員長　そうすると、設定する金額が妙に高くなっていくと思うんですよね。それはやっぱり、利用者が、それこそ負担が大き過ぎて利用できなくなっちゃうと思うんですけども、館長としては実質の利益も目指したいという。

次に、住民感情、受益者負担というのは住民感情からいくと非常になじめるんじゃないかという点に関して、ご意見いかがでしょう。これが

一番大切なんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

これが得られれば、議会も賛成せざるを得ないでしょうし、市民全体としても納得してもらえるのかなど。そこがどのぐらいのものを設定すれば、一番受益者負担として、あまり負担が大き過ぎなくて、住民感情的にも理解いただけるというか、同意してもらえるのかということを目指するのが受益者負担の負担率のような気はするんですが。

畠山委員

ですから、公民館を利用している人が、例えば小金井市も12万、人口がいますけど、何%が利用しているのかということになると思うんです。わずか2%、3%なんですか、10%なんですかというところがいわゆる住民感情として、我々の税金を使って、いつもそのためにやっているのというような、例えば、自治会なんかに行くときそういう意見が出ます。使っていないのに、使っているんじゃないかと。それは一部の人でしょうと、マイノリティーじゃないですかというような意見が出てしまうんですよ。それは住民感情ということでもし捉えるなら、住民感情として捉えなくちゃいけない。それはそれで公共性は高いことだと思います。ということでいう位置づけできれば、これはそういう住民感情は行かないと思うんです。例えば、防災に対するいろんな訓練をしています、やっていますとか、非常に幅広い市民が誰でも参加できるんですよということでアピールしていけば、住民感情が悪いほうには行かないと思います。それが、いわゆる議会の中でも言っていますよね。71.9%が、利用者が一定の経費を負担すべきだということを前提にしてこの枠組を考えておけば、それほど住民感情が悪化するということは、私は考えられないと思います。

立川委員長

そのほか住民感情に関してご意見ないですか。これは住民感情としては、いい感情を持ってもらうにこしたことはないと思います。

次に施設利用の効率化に関してのご意見ありますか。これは、より多くの人に利用してもらうための有料化ということですよ。

佐々木副委員長

民間の人に……。

立川委員長

限定しない。

佐々木副委員長

使ったときには、ほんとに高いお金を払ってもらうとか、そういう。もしくは、同じ団体がずっと集中してよく使っているときには、ちょっと多く、そういう……。

立川委員長

登録する団体というのは、ハードルをそんなに上げてはいないと思うんですが、登録を許可しているのは公民館長？

前島公民館長

いや、私のほうではないです。

立川委員長

各館長ですか。

前島公民館長

サークル？ 社会教育登録団体ではなくて？

立川委員長

登録団体。今、千……。

前島公民館長

ああ、利用団体のことですね。

立川委員長

利用団体。

前島公民館長

利用団体のほうは公民館のほうで。

立川委員長

そんなにハードルを上げずに、こういう団体ですよというふうに登録

前島公民館長 若藤事業係長 立川委員長 若藤事業係長 立川委員長 國分委員 菅沼委員 國分委員 菅沼委員 宮澤委員 菅沼委員 國分委員 立川委員長 菅沼委員 雨宮委員 國分委員 雨宮委員 菅沼委員

してあげているんですか。
 しています。実態をちょっと……。
 利用団体登録の要綱が定められておりますが、そこには基本的には5人以上の団体ですとか、市内在住、在勤、在学者がメンバーの半数以上とかいった、ほんとに基本的なところを。
 ハードルは下げているんですか。
 はい。
 民間のそういった、5人以上であればすぐ登録はできるわけですよ。
 すいません、ちょっと確認なんですけど、登録する場所というのは社会教育協議会？
 いや、2つあって、公民館の利用団体の登録というのは公民館に出せばいいんだし、それから、いわゆる社会教育団体の登録というのは生涯学習課ですよ。そちらへ出すということになっています。だから、1,800というのは、公民館へ届出している利用者団体の数、それから、社会教育団体の数の106と言ったのは、生涯学習課に届出している社会教育団体の登録申請です。2種類ある。
 それで実際、具体的に、自分のところも社会教育団体に登録しているんだなということですね。
 おたくも社会教育団体に入っています。
 私は普通の団体。
 だから基本的には、私は登録団体じゃなくて、社会教育団体というのをきちんと押さえて、そこは有料にするのか、無料にするのか、そこを決めてやったらいいような気がするんですけど。
 そうですね。一番わかりやすいというか、とりあえずそこは押さえてほしいなど。
 社会教育団体は自動的に公民館に利用できる団体に登録されるんですか。別ですよ。
 別です。別に登録です。
 カードが2種類あります。
 カードとかあるんですか。
 カードがある。ありますよね、カード。
 だから当然、公民館の登録団体が多いのは利用したいからやるわけです。社会教育団体に登録するという仕組みがあるんですけど、それを登録しても何のメリットもないから、登録申請していないというのが実情です。だから、そこは、例えば無料にするとかすれば、どっそこに出ていくんじゃないですか。俺は社会教育団体だというのがどんどん出てきて、入れると、そうするとまた、私は公民館の活動も盛んになるんじゃないかなという気がしますけど。
 その社会教育団体の認定を誰がやるかというのは、また問題がありますけど。あんまり枠を広げないのかとか。だから、さっきの中の府中かな、結構社会教育団体の認定が厳しいという。

立川委員長 なるほど。

菅沼委員 そこがハードルになっているという話を。

立川委員長 あまり仕分けのBに入っちゃったら意味がないとは思いますがね。

菅沼委員 だから、Bでいいですよというのだと一番ありがたいです。実際のでいくと。

雨宮委員 雨宮です。私も公民館さんと社協の会員になっています。カードが2枚ありまして、とにかく、福社会館が閉鎖になったものですから、今、会場を探すのが大変なもので、よく公民館の緑分館さんとか貫井南さん、あと本館さんにお世話になりまして、いつもありがとうございます。

それで、そのような形で、今、どこへ行っても会場がないものですから、もういっぱいなんです。私、別のところも探しに行っているんです、公民館以外のところも。そうすると、くじ引きなんです。それで、何日に来ないとだめだという場合があります、社協もそうなんですけど、とにかく社協は今、借りられないというか、エレベーターがないものから、私みたいな障害者の人は、2階でやるんですけど、2階にはそういう会場があることはあるんですけど、エレベーターがないので、車椅子の人は上がれないという関係がありますので、結局、今は集会場をお借りするときに多いんですけれども、集会場は生涯学習課ですよ。

前島公民館長 集会施設ですか。

雨宮委員 集会施設。

前島公民館長 公民館長ですけど、集会施設はコミュニティ文化課です。

雨宮委員 コミュニティ。生涯学習課の？

前島公民館長 いえいえ。

雨宮委員 あ、違う？

前島公民館長 市長部局の市民部のコミュニティ文化課というところですよ。

雨宮委員 コミュニティ課。そして、ちゃんと私も、そこにも顔を出して、抽選がある日は行って、そうすると、30人、40人の人が集まるわけなんです。で、くじ引きでやりまして、カードがとれると、最初からいいところがとれるんですけど、後のほうの番号を引きますと、もういいところはとれない。たまたま私のところでは曜日を決めまして、役員会を実施しているんですけど、その日がとれないときが多いんです。

あるところによりまして、お金を取られるんですよ。例えば、集会施設の中でもお金を取るところがあって、自分のお金を出して、どうしてもとれないときは、そこをお借りするという実態があるんですけど、だから、私としては、障害者の団体ということで皆さんにご迷惑をかけたまま、いろいろなことで融通をきかせていただくところもあるんですけど、お金は、払うときは払ってお借りするときもあります。だから、集会のコミュニティの係のところでは、結構お金を取るところが多いんです。だから……。

國分委員 ちょっと質問なんですけど、何か集会施設のあき状況というのをどこ

かで統一していますよね。マロンホールか何か。あれはまた違う話ですか。

雨宮委員 それはまた違う。

國分委員 うちの、例えば、西之台会館とかは、しょっちゅうあいていますよ。

雨宮委員 あ、そう。

國分委員 何か、どこかで統括しているんじゃないかと思ったんですけど。どこが今日あいていますよみたいな。マロンホールか何かに聞けば。それがちょっと質問なんですけど。

若藤事業係長 事業係長です。集会施設の場合は、公民館のようにシステムで管理されていないので、あき状況等については全て各施設に問い合わせないといけないと。

國分委員 やっぱり聞かないとだめなんですね。

若藤事業係長 ええ。パソコンで確認というのはできません。

畠山委員 そのとおりなんです。各館に自分で行って、団体が行って、あいているかどうかを、多ければ抽選になってしまうし、あいていればすぐ使えるということで、全部館別です。

國分委員 それで、ちょっと具体的な話で恐縮なんですけど、うちの西之台会館とか、あと都営アパートの集会施設ってしょっちゅうあいています。

雨宮委員 多いですね、あそこは。でも、あそこも遠いんだよね。

國分委員 遠いか。そういうことですね。

菅沼委員 もう一つ。非常にこの問題は重要な話なので、公運審の委員の中で今議論をしているんですけど、ちょっと枠を超えて、館長とか各館の分館長は有料化に対して何かご意見はないんですか。

前島公民館長 公民館長です。現在検討中ですので、今、ここでお答えするような内容のものは残念ながら持ち合わせていません。

菅沼委員 何か議論の中だから、みんなの意見を出したらいいと思うんですけど。

立川委員長 雨宮さんの先ほどのご意見は、施設利用をしたいけれどもなかなか公民館のほうもいっぱい、無料のところを探しても難しい状況が現状にあるということですよ。

雨宮委員 でも、私なんかは結構、本館さんをお願いして、すぐ調べていただいて、あいているところを探していただいたことが2回か3回ありますんで、そういうところは好意的にやっていただくので、私としては満足しております。ほんとにありがとうございます。

立川委員長 難しいところですけども。なかなか多数決じゃ決められないですもんね、これは。

菅沼委員 多数決じゃ……。

佐々木副委員長 最初の大前提の理念というか、そこで基本的に公民館の理念を大切にするという考え方でずっと来ていると思うんです。貸し館にしていくという判断はないんじゃないかなと思うんですよ。今まで、結局、公民館を拠点にして、まちづくりとか人間関係づくりとかいったことをしているということできたものを、貸し館にしていくというものはないように思うんです。そうすると仕分けの中でも、これはないなというのは多

分あると思うので、もう無料にするか、それか条件つきで有料にするかの、おそらく選択しかないんじゃないかなと思う。ですので、やっぱりさっき言った住民感情に配慮した上で無料にするのか、住民感情に配慮して、一部有料化するのかということになるのかなという気はするんですけども。

立川委員長 　ただ、社会教育団体というのはどういう位置づけなんですか。例えば、そこだけが無料化されるとしたら、どういう位置づけの団体が社会教育団体として認められるのか、そこが大切になってくるかと思うんですけども。どういう活動をしていけば、どういうグループが社会教育団体と認定されるのか。そこはわかりますか。

菅沼委員 　すいません、菅沼ですけども。小金井市社会教育関係団体登録要綱というのができていまして、その1番が趣旨です。この要綱は、小金井市における社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体の登録に関し必要な事項を決めると。団体登録に必要な基準は、次のとおりとする。公の支配に属さない団体であること、継続的、計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業の成果が期待できる団体で、かつ、次の行為を行わないものとする。特定の政党や宗教を支持し、又はこれに反する行為、営利を目的とした事業又はこれに類する行為、公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動はだめだと。あとは、団体の構成員が10人以上で、原則として構成員の2分の1が市内に在住すること、代表者を置いて、事務所を定め、それから、自己財源及び団体独自の経理機構を持って活動することということが規定されていて、これに属すれば登録が可になるんだと思います。

立川委員長 　認定するところは生涯学習……。

菅沼委員 　生涯学習課ですね。

立川委員長 　なるほど。

菅沼委員 　だから、基本的には継続的、計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としてやっている団体という。

立川委員長 　また、成果が認められるということもありますね。それはいいかもしれませんが。

畠山委員 　よろしいですか。先ほど、菅沼委員の考え方が、社会教育団体に登録していてもあまり意味がないんじゃないかと言っていましたよね。

菅沼委員 　いや、今はね。

畠山委員 　直接、公民館に行ったほうがいいんじゃないんですかという。

菅沼委員 　それは、今は何のメリットもないから登録しないとただで、だから、無料というメリットがあれば、どんどん社会教育団体は登録してくるでしょうと。だから、そういう意味で社会教育を活動している団体は無料にするのは一つの方向性だと私は思いますけど。

畠山委員 　そしたら、今度は既得権益になっちゃいますから、ここに登録しておけば無料ですと。

菅沼委員 　そうですよ。

畠山委員　　その他は有料ですよとなっちゃうと、既得権益団体になっちゃいますよね。

菅沼委員　　既得権益というか、そういう活動をしているということが認められた団体だから。

川口委員　　すいません、川口です。その大前提になっている社会教育という意味合いがどこまで広がるものなのかというのがはっきりわからないんですけれども。要するに、コーラスだって社会教育だし、それから、陶芸だって社会教育だし、それこそ趣味だということまで広がって社会教育と認可するかどうかというところは、いつも参加していてよくわからないところです。その規定は何かあるんでしょうか。

菅沼委員　　ないでしょうね。

川口委員　　さじかげん？

立川委員長　　社会教育……。

川口委員　　だと言え、社会教育……。

立川委員長　　生涯学習課の判断基準ですよ。そこにお任せするしかないということですよ。ただ、継続的に計画的にやって、その結果を導けるというところがあるので、そこをどういうふうにジャッジするかです。

川口委員　　そこがいつも自分の中できちんと理解できないポイントなので、まだよくわかりません。

あと、憲法に大前提とされた理念というものが、例えば義務教育のように受ける権利と義務があるものなのか、生涯教育というか、社会教育というものが義務は伴わない、個人の意思で選択するものであるならば、やはり受益者負担というのはあって当然ではないかと思えます。

受益したい全員が参加しているものならば、お互いに地域住民の感情とかというのとは別に、義務教育のような形で受けなければならない義務があるのであるならば、社会的な教育という意味で、無料という考え方のほうが正しいかと思うんですが、これは個人が選択して、やりたいというのであるからには、例えば電気代とか暖房費とかいう受益者負担はあったほうがいいのではないかと、私、ちょっと思いました。

以上です。すいません、しーんとさせてしまったみたいで。

立川委員長　　いえいえ。非常に正論だと思います。

佐々木副委員長　　そもそも有料化の根本はそこだったと思うんですよ。個人の趣味でやっているものではないかと。教養的なものは自分で負担すべきじゃないかだったと思うんです。

それを個人的なものとするか、社会的なものとするかの違いなのかな。

例えば払えなくて、ここを活用しなくなることによって、小金井市全体がどうなるのかとか、やっぱり無料にすることによって、生き生きと活動できない人たちが……。

川口委員　　発生する。

佐々木副委員長　　うん。町が増えていったときに、じゃあ、その対策をどうするのかとか、それで幸せなのかとかいうこともあるので、教養的なものを社会教育と認めるかどうかというのは、ある意味、それは個人的なものとする

のか、それとも、やっぱり社会的なものを見るのかという、そこは我々の考え方なのかなという気がしますけど。

立川委員長

23区内がいいとは思いませんけれども、公民館がないということで、公民館の理念も23区内は消えているわけですよ。少しでも都下というか、こちらの三多摩地区とか、やっぱり公民館を守るためには、ある程度公民館を維持していく方策ということで、いつまでも無料化ということをやっていたらよくないんじゃないかなという気がします。やはり条件つきという方向で、委員会としては意見を集約していくのかなと思うんですが、細かくはまた次回話し合っていかなきゃいけないのかなと思います。

そろそろ今までのところの文書化をまとめる作業に入らなきゃいけないかなと思っているんですが、菅沼さんが中心になってやっていただいておりますが、菅沼さんを中心に、あと2名ぐらい中心になって作業を進めていければいいかなと思うんですが、またそこら辺、次回を中心にそれぞれ私のほうで交渉をして、体制づくりを提案させていただきたいと思います。

菅沼委員

前に佐々木先生が、何か私がまとめるよという感覚のお話をされたような気がしたんですが。

佐々木副委員長

いやいや、とんでもないです。ちょっともう。

菅沼委員

そうじゃないですか。ベテランだったので、やっていただければ一番いいと思うんですが。

佐々木副委員長

公務のほうですけども、寝る時間がない状態なので、できれば市民の皆さんにまとめていただければありがたいなと。

菅沼委員

いや、社会教育的な薫りの高いまとめをしようと思うと、やはり佐々木先生が。

佐々木副委員長

いやいや、とんでもない。私、社会教育の専門家じゃないもので。

畠山委員

よろしいですか。公民館の中長期計画はいつまでに出す予定なんですか。

立川委員長

9月までですね、期限は。

前島公民館長

公民館長です。それは私が当初申し上げたことと皆様がおっしゃっていたこととちょっとずれが生じているので、またそこは、皆さんのお考えで進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅沼委員

私が前提案したのは、4月か5月ごろにはまとめちゃいましょうやと、9月まで引っ張ると、もし何かあって伸びたときに期が変わっちゃうし、やっぱり4、5月に1回、きちっとしたまとめをして、それを関係部間でいろいろあるでしょうから、そのぐらいの狙いでやったらどうかなという提案は前にしたと思うんですけど。

畠山委員

この中長期計画を出すに当たって、既に小金井市としても中長期計画を出していますよね。あれをずっと見てみると、平成35年、40年、50年、60年となっているんです。私は、これはパブリックコメントが出たんですけども、出してくれと言われて。で、基本的に、じゃあ平成50年まで行くんですかと。今日現在は元号の問題が、元号まで出

ますよね。30年に譲位すると。天皇陛下が交代していくというときに、中長期計画のこういう長く持たなくちゃいけない書類に対して、それを平成35年とか40年とか50年と書くんじゃなくて、全部西暦で書いたらどうですかと。西暦だったら延期できますよね。また書類をつくり直さなくちゃいけないと。例えば『月刊こうみんかん』だったら、平成29年、2017年と、これは毎月変えられますから、これはいいんですけれども、もう既に30年から変えると言っているわけですよね。にもかかわらず、いまだに平成をずっと引きずっているというのは、これはやはり時代錯誤も甚だしいんじゃないかな。だから、もし公民館で『月刊こうみんかん』として出すならば、これは全部、西暦に統一してしまうと。そうすれば、いつまで行っても大丈夫だということですよ。そんなふうに思います。だから、あんまり平成……。

前島公民館長

公民館長です。その辺は、市の文書規程もございますので、その辺との整合を図らなくちゃいけないので、多分、併記という話にはなり得るとかかもしれませんが、平成を削ってしまうという話にはならないのかなという思いが今あります。ちょっと今後の検討課題とさせていただきます。

畠山委員

こういう書類を残す場合は、30年後、50年後でも通用するような書類にしておかないと、併記となったら、さっきの平成を入れなくちゃいけなくなってしまいうんですよね。過去のものになってしまいますから。

前島公民館長

公民館長です。当初、中長期計画をお願いするときに、毎年見直すというお話にたしかなかったかなと思いますので、通常の計画だと1回決まったら5年間、10年間見直さなかつたりするんですが、公民館の場合は1年ずつまた見直していこうみたいな話になっていたかと思いますので、その辺で変えていくということは十分可能だと思っておりますので、そこまで今考えていないところです。

畠山委員

公民館に関しては納得しました。

3 その他

立川委員長

そのほか何かございますか。

菅沼委員

全体を通してでもいいですか。

立川委員長

はい。

菅沼委員

年が変わったので、この前、公民館の基本方針を一部議論しましたね。あれは年度でしたっけ、年でしたっけ。今年もう始まっているんですか。

前島公民館長

年度で。

菅沼委員

年度ですか。4月ですか。

前島公民館長

はい。

菅沼委員

じゃあ、そろそろ1回整理して、次回でも出していただけるとありがたいんですが。

前島公民館長

公民館長です。まず、その前提となる教育委員会のほうで、10日に上位に当たる教育施策のほうの議論がありまして、そこで一応、議決さ

れているところがありますので、それとともに、次回あたりにお示しさせていただきますかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

立川委員長 それでは今日はここまでということで、また次回よろしくお願いいたします。

畠山委員 委員長、最後に一言言いたいですけれども、『月刊こうみんかん』に委員長がコメントとして発表していますよね。公民館の役割と運営方針の行方について、本館のあり方について方向性を示すんですよということは、ここによって本館のあり方、方向性を示すということでしょうか。委員長としては、要するに公民館の役割と運営方針の行方によって、本館、本館とこう言っていますけれども、だから、これは移転することも考えて言っているのか、それともこのままでいいんだと、あり方ですよ。本館のあり方。

立川委員長 それは公民館運営審議会として、本館はこうあってほしいなということが中長期計画の中でうたい込めれば一番いいなと思っています。

畠山委員 移転する、しないにかかわらず？ わかりました。

立川委員長 以上です。どうもありがとうございました。

— 了 —